

文破え、少甘沙汰しました。守治も元多きがやうに
おますか。エーヨークへ出て、もう二月にたうり中
か大分別れましたか。地下鉄が学校へ通る
とのろろりするが、気がとつけて下さる。そちらは
知りませんが、日本には一番盗賊が多い所
です。さき私も毎日の地下鉄に乗る事務所
へ半信で行きおます。大抵梅田の驛に二十四時中
人の強え向があらうと云はれ、とても神隠しを
使ひ家

に帰れば、疲れてしまつた。此の旨も一寸の向に目を
とスラレました。

パスポートの件につき、前の半紙で一通反位後に送る
と云ふましたが、つい半向取を昨日やうと教へました
かお送るおません。

文破も「遺言」然の事なり、つてストン氏に肉を食せたり、
澤したりせねばならぬ。さうにせらるるやうに思ひ
ます。近頃の文破から指、来があるものと待てるおま。
一番早くせねばならぬのは、遺言、然の方だと云ひます。

パスポートに係る書類について、

即父えは一寸感違ひして居られ存す。アメリカ例が三韓若
は「遺放」されたと云うおまの、自分らはさうは有り、と云うは
ら此の存す。即父えとしては「強制的に帰せられ」と云うは

自分ら不利で、その為には航も許可されたりと考へて居
られぬかと思ひます。即父えの此の「整理した書類の中」

「交換船で帰る時係官が」今おとしく日本へ帰れば、今又来
た、時に来る事が出来るが、帰らなければ、こちらは強制的に帰
すが、もし強制的に帰したら、今な来なくとも来られたら、か
と云うから仕方なく帰ると考へて居ると考へ、

又三日月の航の半紙をされた時は、即父えお不しんに、思はれた
のか、布陸の「上」辯護した相談の半紙を出して居られ、その
時の「返り」に法律家として、もう少し教へて居られ、

あんなも
布陸へ行きたら、そのおれ、即父えの望も違せられ、あうらうに
残念に思ひます。法律の裏は、おれに命に、おれに思ひます。

おれ子の「おれ」の「おれ」は、おれに思ひます。おれに思ひます。
か、おれ子の「おれ」の「おれ」は、おれに思ひます。おれに思ひます。

つまり、おれがアメリカの「おれ」の「おれ」は、おれに思ひます。おれに思ひます。
コピーも皆書類の中にある。

一通「おれ」の「おれ」の「おれ」は、おれに思ひます。おれに思ひます。
おれに思ひます。おれに思ひます。おれに思ひます。おれに思ひます。

おれに思ひます。おれに思ひます。おれに思ひます。おれに思ひます。おれに思ひます。

このにも通信文を記載することが出来ます

This space is also for correspondence.

執事十日号を送りました。
之紙から半紙が戻りから半紙を書かうと思ひましたか。パスポート
に關する書類を待てるありと内々の半紙書きました。初め書きた紙
にまだ書類は送るおまかせ。吉田首相が帰国しから送ら
うかとも流してあります。あと三週百りさうから、ゆるせう。
お代子から書きた十日の半紙で折上げには二十五日
支拂え一印半を印つたところを来しました。

折込線



三十一
10/26/54

Mrs. Yoshio Miwa
46 Kawazoecho Nishinomiya City
Hyogoken, Japan

Mr. Lawrence Miwa
508 West 114th St.
New York 25, New York
U. S. A.

PAR AVION
航空

この郵便物には何物も封入又は添附できません
Nothing may be contained in or attached to this letter.

折込線

10/21日

おはくれ、
せぬ存、
者も暇もなく、
私か帰る車さうか、
頼みかり、
兄さんの子供達、
おの何かも一
文紙の
も自身ちやん、
祈り書すおれあ
何とが都合つけ
おます。書類の
朝鮮から帰る
が十一月三日
積ります。

This space is also for correspondence.

このにも通信文を記載することが出来ます

母

My mother's letter

I received your letter of 24 October on 30th.

In order to have it certified the fact that your father did not have anything to do with the former Marusan Rubber Manufacturing Co., I went to Hiroshima City on the 30th and came back by night train at once.

As you instructed me to do, I am writing you about this, and airmailing its copy to Mr. Stone's office in D. C. The enclosed certificate was written by Mr. Terada's own hand, signed and sealed in red by him.

I believe it is something wrong about the U. S. government's statement that because your father presented the appraisal of all his property and stated in it that two-thirds of his property was in Japan, his residence might have been in Japan. I say, our family did not have any sotre in Japan, and our propety in Hawaii was much greater in amount than it was in Japan.

Our houses in Hawaii were not the parts of the Company's property, and were completely furnished homes.

Late Seigo Miwa

Address: 46 Kawazoecho, Nishinomiya City

I certify that the above mentioned person was retired by the meeting of the board of directors on March, 1941, from the directorship of Marusan Rubber Manufacturing Co., and that since that date, he was not concerned at all with the affairs of the said Company.

On this date of 30th, October, 1956.

At 905 Kannon Honmachi, Hiroshima City.

Manabu Terada (Signed.)
Executive Director of the former
Marusan Rubber Manufacturing Co.

Sealed in red.

Late Seigo Miwa

Address: 46 Kawazoecho, Nishinomiya City

I certify that the above mentioned person was retired by the meeting of the board of directors on March, 1941, from the directorship of Marusan Rubber Manufacturing Co., and that since that date, he was not concerned at all with the affairs of the said Company.

On this date of 30th, October, 1956.

At 905 Kannon Honmachi, Hiroshima City.

Manabu Terada (Signed.)
Executive Director of the former
Marusan Rubber Manufacturing Co.

Sealed in red.

BON TON TRADING CO.

EXPORTER & IMPORTER

16 Koraihashi 5-chome, Higashiku
OSAKA

六十

CABLE ADD.
"SHOMIWA"
OSAKA

NOV 5 1958

DATE

十月二十四日差出しの半紙三十日に受取りました。
① 市父さんが丸玉の株式会社に何等関係の
たがうたところの証明をして貰うお為に三十日の
夜行び船島に行き直ぐ夜行び引返しと
来ました。

② 文紙がところある株の一連をエヌエーエーの文紙の
所に一連をリプリントのストン氏の事務所所
送ります。この証明は素因氏の直筆にあり
印は実印であります。

③ 1941年次政府に財産評価を提出、金財産
のところが、その時日本にあつたからその財産の
ある国である日本の父の居住権が存続する。
と云ふのも何れの国と云ふと思はれます。
日本には店もなく布陸に有る金財産の方が
はるかに多かつたのをや。

④ 布陸の家は店と現金の別が完全なる
住宅であります。

⑤ 此は体の業をつけて統張る下る。

TEL NO. (23) 7097
TEXTILES
MACHINERIES
STEEL PRODUCTS
CHEMICALS
HARDWARE
&
SUNDRY

BON TON TRADING CO.
EXPORTER & IMPORTER
16 Koraihashi 5-chome, Higashiku
OSAKA

六十
CABLE ADD.
"SHOMIWA"
OSAKA

NOV 5 1958

DATE

十月二十四日差出しの申張を本日に取りました。

① 市父さんが丸玉組の株式会社に何等関係の
たかうたといふお証明をして貰うお為に三十日の
復行で名古屋に行き直ぐ復行で引返し
来ました。

② 文帳がうそある株の一連をニューヨークの文帳の
所に一連をリシントンのストン氏の事務所
送ります。この証明は未田氏の直筆に
印は実印であります。

③ 1941年次政府に財産評価を提出、金財産
の二つが、その時日本にあつたから二つは財産の
ある国である日本に父の居住権が存在する。
と云ふのも何かの間違いと思はれます。
日本には店もなく布屋は有るが財産の方が
はるかに多かつたのを。

④ 布屋の家は店と現金の別が完全なる
住宅であります。

⑤ 此は体に乗を二つと既張を下す。

現住所

西宮市川添町四六

故 三輪 晋吾

同及昭和拾六年参事總會に於て

丸三工業株式会社の役員を退職

一爾来会社とは何等關係の無かつた

事を諸君致しませ

昭和拾壹年拾月廿日

廣島市觀音の寺田九郎

田丸三工業株式会社

取締役

寺田 九郎



追伸

車馬

日本語の貴状のオリガナルを此の年紙が著り返ら、すぐ書留でさう送つて下さい。

一、英文の貴状が地裁で認められなかつた時には、日本語の貴状でやらなければならぬからぞす。

三十一
11/2/54

文状の

トリ

① 文状が働るべき仕度は、どんな仕度か、何時何位働き、収入は、どの位
 だろうか。物價がさうさう、やりにくく、つらう、と心配してあります。まゝに遺言状の
 りで、ワレントニに行つたりを費用もあつたり、或代子も今頃は送金も、した
 りせうし、どんなに苦勞して、あるのうは、あらあゝと、気があぐります。

② 文状が働るが、まゝ申あつても、少しづつ、りも、貿易が出来る様になら
 文状も、コミッションで、経済的に、楽になつると思つて、りも、文状を、もしも
 現在、死帯に、困る場合か、あつたらう、私共の方へ、さうさう、文状を、
 前に、送いて、おれ、柄、な、お、法、知、出来れば、五百、位、は、送る、と、さう、さう、
 者、と、二人、で、さう、思つ、を、然り、あり、あらう、遠慮、なく、知ら、と、下、さ、さ、
 遺言状の件に、り、文状の、申、受、取、る、お、言、即、ち、十月、三十、日、者、と、が、印、に
 行、き、一人、は、米、國、人、の、ロ、ー、ヤ、二人、は、日、本、人、で、日、英、兩、語、を、解、する、國、際、辯、護
 士、都、合、三人、の、法、律、家、に、交、渉、し、て、見、ま、し、た、

③ 遺言状の和譯、贈与の英譯を、たして、一應、文状の所に、その、コピー、を、送り、文状
 より、ストニ、代、り、見、せて、又、私、方、へ、送、り、は、す、此、の、日、数、を、三、週、内、と、思、つ、た、
 二、つ、の、ま、り、び、ん、は、ストニ、代、り、訂、正、し、た、もの、を、辯、護、士、の、所、に、持、参、する、が、
 出来、れば、辯、護、士、は、
 ④ 地裁の認可、米國領事館の認可、等、一切の手續を、一週、百、か、二週、百、か、
 完了、して、文状の、所、へ、お、そ、く、とも、十二、月、十、日、か、十五、日、か、ま、り、は、居、く、
 格、に、する、さ、う、さ、う、

⑤ 三人の辯護士に、あらう、した、接、洽、の、結果
 ① 白人の辯護士は、日本金、七、万、二、千、円、(米、貨、二、百、千、)を、請、求、し、
 ② ①A)の、辯、護、士、は、日本金、三、万、圓、
 ③ ②B)の、辯、護、士、は、連、絡、不、充、ち、り、な、
 ④ 者、三、も、一、家、に、帰、り、私、と、相、談、し、次、の、日、に、私、と、二人、で、再、び、都、府、に、行、き、
 A)の、辯、護、士、に、依、頼、する、さう、に、定、め、ま、し、た、

⑥ 本の譯が出来、たら、ま、り、た、か、ま、り、急、送、附、し、ま、す、
 ⑦ 日本金、三、万、圓、で、一、切、の、手續、が、完了、する、さう、は、指、上、げ、に、頼、み、或、代、子
 に、二、百、千、支、拂、は、せ、る、さう、も、費用、は、さ、く、と、す、さう、か、ら、あ、つ、た、と、思、つ、
 であり、その他に、地裁の費用、甲、も、加、け、り、ま、す、
 ⑧ 文状が、何、れ、に、あ、る、日、際、四、日、四、日、と、ある、の、は、英文、を、作成、した、日、附、
 であり、辯、護、士、が、少、時、分、と、相、談、を、同、日、際、に、訂、正、する、と、さ、う、さ、う、

⑨ 日本金、三、万、圓、で、一、切、の、手續、が、完了、する、さう、は、指、上、げ、に、頼、み、或、代、子
 に、二、百、千、支、拂、は、せ、る、さう、も、費用、は、さ、く、と、す、さう、か、ら、あ、つ、た、と、思、つ、
 であり、その他に、地裁の費用、甲、も、加、け、り、ま、す、
 ⑩ 文状が、何、れ、に、あ、る、日、際、四、日、四、日、と、ある、の、は、英文、を、作成、した、日、附、
 であり、辯、護、士、が、少、時、分、と、相、談、を、同、日、際、に、訂、正、する、と、さ、う、さ、う、

拜啓

ニューヨーク領事館を通じて、

今日十二月十日、神戸家庭裁判所より、遺

諸亡三輪有吾の遺云書検認申出

事件につき、十二月七日午前十時、当會裁

判断家事審判部に、私相頼人三輪文

雄呼出状を以受けとりました。

しかるに私は米國に居まして、日本に行く

ことは、^{今の所}殆ど不能であります。此の旨

御了解 お願い致します。

このことは同等に、
にも、

今日十二月十日、傳つてお返りしました。

敬具

三十三

12/11/54,